

平成27年4月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち電気マット1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 1件
(うち電気毛布(敷毛布)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201400489を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、清重
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500030	平成27年3月30日	平成27年4月9日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	RFS-1605US	リンナイ株式会社	CO中毒軽症1名	当該製品の一酸化炭素(CO)濃度の測定作業を行ったところ、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負った。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から20年以上経過した製品 3月31日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済 4月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201400489	平成26年10月29日	平成26年11月10日	電気マット	K-206	株式会社センター商事(輸入事業者)	火災	当該製品の上に布団をかぶせた状態で電源が入ったままにしていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の一部(サーモスタットの無い箇所)に布団をかぶせたため、こもり熱によるヒーターの過熱状態がサーモスタットで検知できず、出火に至ったものと考えられる。また、取扱説明書に「通電したまま放置しない。」旨の記載はあったが、「就寝用の暖房器具として使用しない。布団などの保温性のよいものを電気マットの上に置かない。」旨の記載がなかったことも、事故発生に影響したものと考えられる。	愛知県	平成26年11月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500031	平成27年3月23日	平成27年4月10日	電気毛布(敷毛布)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	製造から20年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し